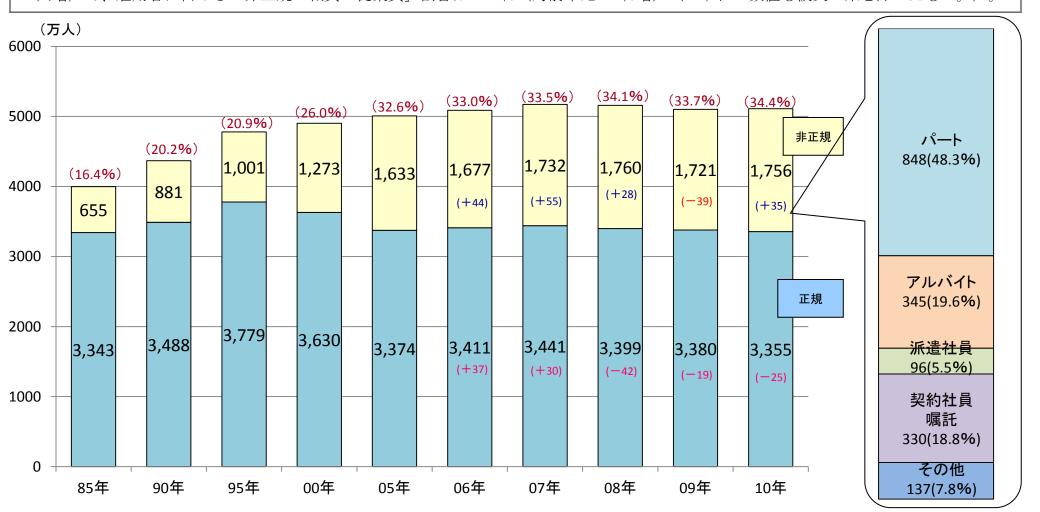
「多様な形態による正社員」に関する研究会報告書(案) 参考資料

図表1 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移

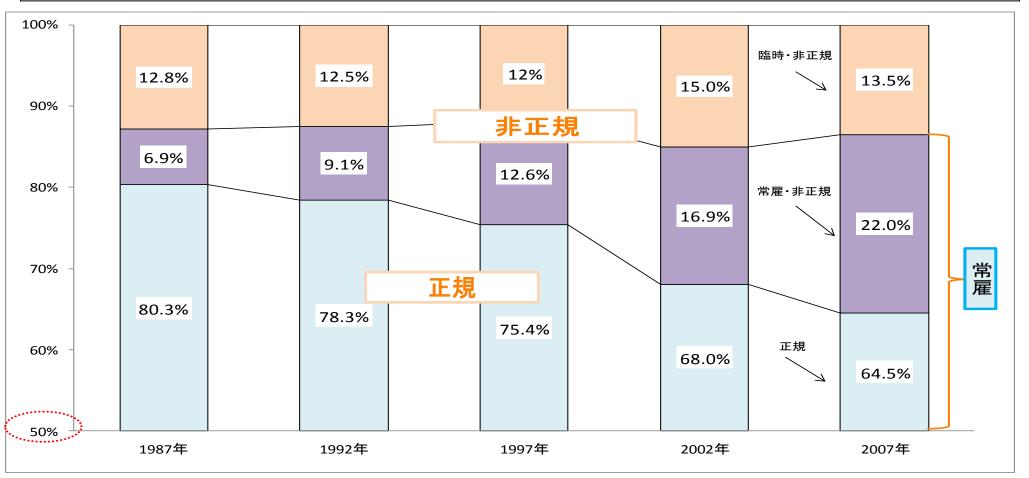
- 〇 「正規の職員・従業員」は近年減少傾向。
- 2010年において、「非正規の職員・従業員」割合は、比較可能な2002年以降で最高の水準。
- 2010年において、派遣労働者は前年に比べ12万人減少。
- ※ 2011年において、「正規の職員・従業員」は3,185万人(対前年比25万人減)、「非正規の職員・従業員」は1,733万人(対前年比48万人増)で、雇用者に占める「非正規の職員・従業員」割合は35.2%(対前年比0.8%増)(いずれの数値も被災3県を除いたもの。)。



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。 注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

図表2 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移(雇用契約期間別)

〇 正規雇用の労働者の割合が低下し非正規雇用の労働者の割合が上昇しているが、特に常雇の非正規雇用の労働者の割合が大きく上昇している。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」

注)①調査票には、「常雇」「臨時雇」「日雇」の3つの選択肢があり、このうち「臨時雇」「日雇」については以下のように定義の記載があるが、「常雇」はない。

臨時雇:雇用契約期間が1ヶ月以上1年以下の人

日雇:雇用契約期間が1ヶ月未満の人

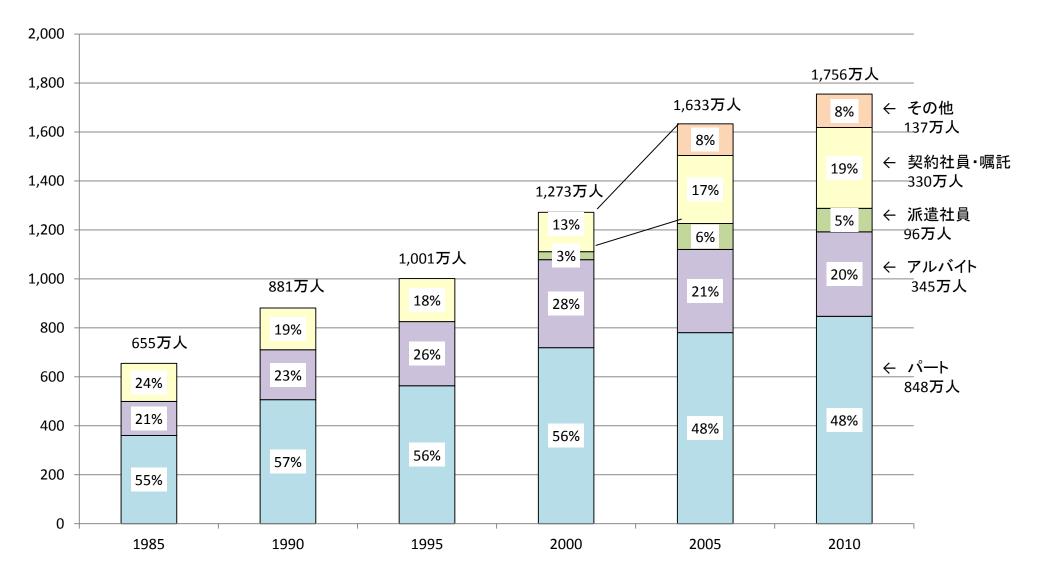
②雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

正規:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。

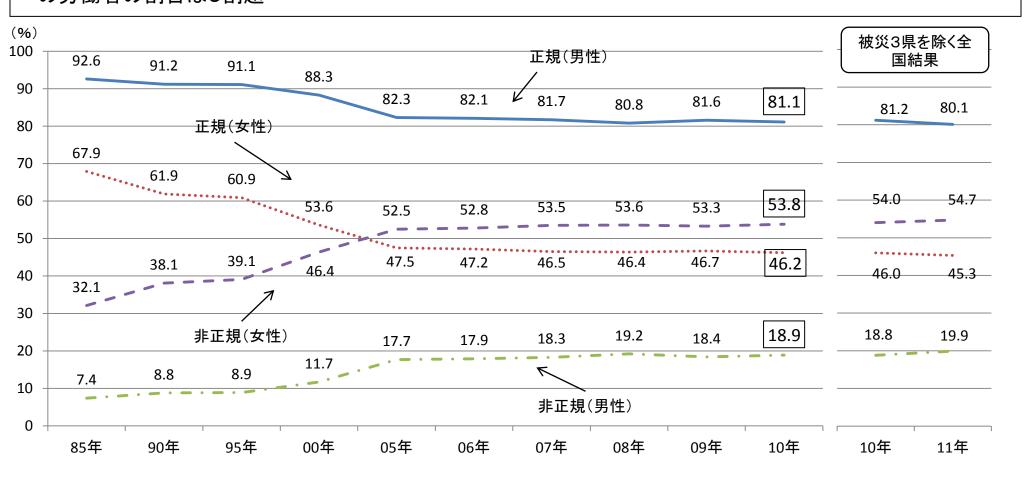
図表3 非正規雇用の労働者の推移(雇用形態別)

○ 近年、特に契約社員・嘱託の増加により、非正規雇用の労働者数は増加傾向にある。



図表4 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移(性別)

- 雇用者に占める正規雇用の労働者、非正規雇用の労働者の割合を男女別にみると、
 - 男性は、9割を超えていた正規労働者の割合が低下し、非正規雇用の労働者の割合は2割弱
 - ・ 女性は、非正規雇用の労働者の割合が上昇し、2000年代には正規労働者の割合を上回り、非正規雇用 の労働者の割合は5割超



(資料出所) 2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

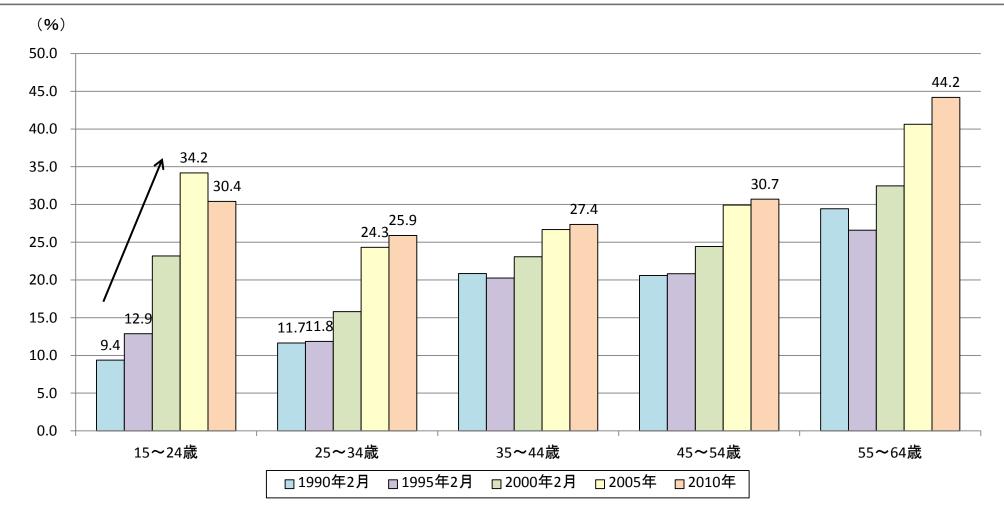
注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

正規雇用の労働者:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規雇用の労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。

図表5 正規雇用と非正規雇用の労働者の推移(年齢別)

- 〇 非正規雇用の労働者の割合は、すべての年齢層において上昇傾向。
- 〇 特に15~24歳層において、1990年代半ばから2000年代初めにかけて大きく上昇。 (なお、2000年代半ば以降においては、若干の低下。)

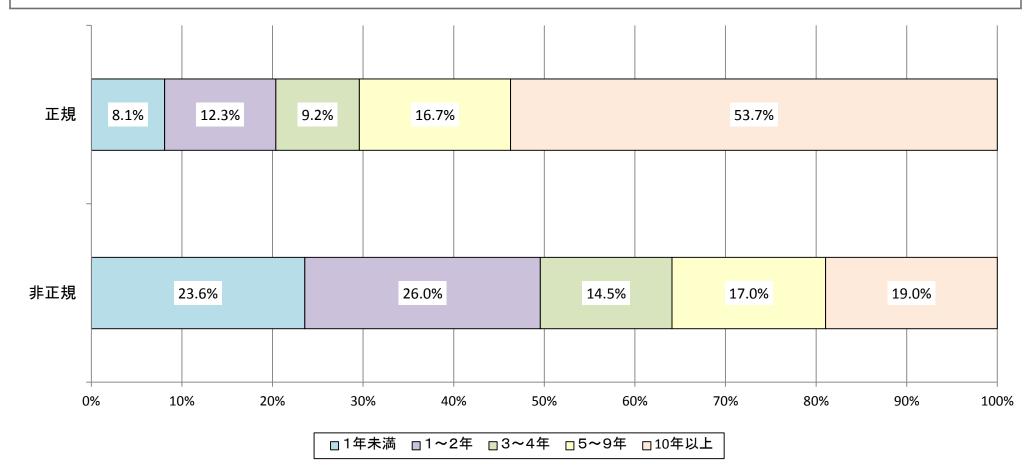


(資料出所)総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)及び総務省「労働力調査(詳細結果)」(年平均)

注)非農林雇用者(役員を除く)に占める非正規雇用の労働者の割合。なお、15~24歳層では在学中の者を除いた。 非正規雇用の労働者:勤め先での呼称が 「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者。

図表6 現在の会社における継続就業期間別労働者割合(正規・非正規)

- 正規雇用の労働者では「10年以上」の者が5割を超える。
- 〇 非正規雇用の労働者では3年未満の者と、3年以上の者で約半分ずつを占めており、「10年以上」の者も約2割を占める状況である。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(2007)

注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

正規:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が 7

含まれる。

図表7 現在の会社における継続就業期間別非正規雇用の労働者の割合

- パートタイム労働者及び有期契約労働者では、同一の会社における就業継続期間が3年を超える者が約5~6割、10年を超える者も1割を超える状況であり、長期にわたっている。
- 反対に、派遣労働者では、3年以下の者が8割近くを占めている。

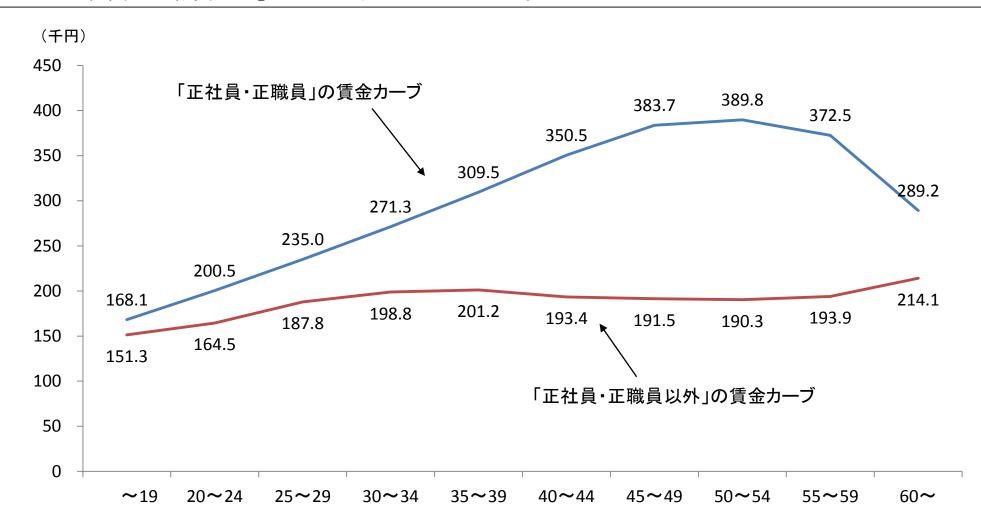


(資料出所)厚生労働省「H23有期労働契約に関する実態調査」 厚生労働省「H18パートタイム労働者総合実態調査」 厚生労働省「H20派遣労働者実態調査」

> 注)パートについては、「1~6ヶ月」「7ヶ月~1年未満」「1~3年未満」「3年~5年未満」「5年~10年未満」「10年以上」「不明」で区分したもの。 また、契約期間の定めの有無は問わない。

図表8 一般労働者の賃金カーブ(月給ベース)

〇 雇用形態別の賃金をみると、「正社員・正職員」が312.8千円、 「正社員・正職員以外」が195.9千円となっている。

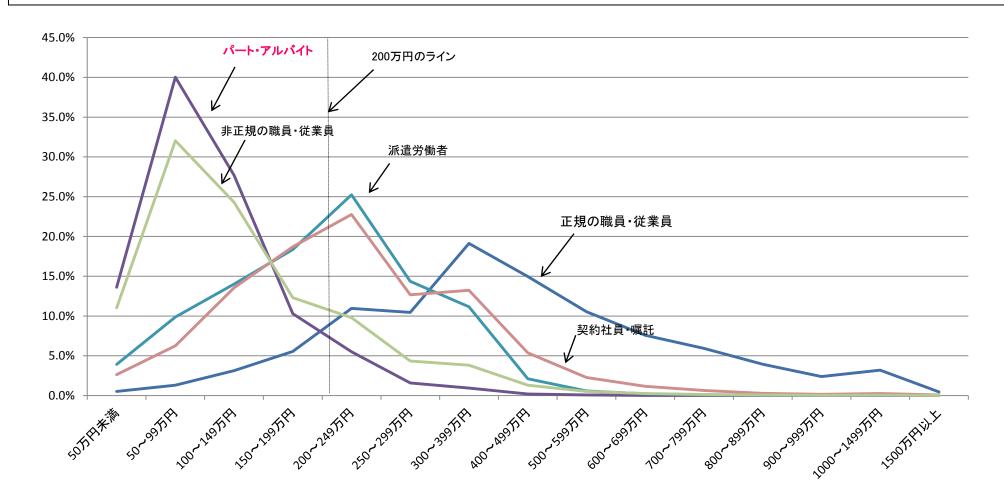


資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)

- (注) 1 賃金は所定内給与。
 - 2 「正社員・正職員」とは、一般労働者のうち事業所において正社員・正職員とする者。
 - 3 「正社員・正職員以外」とは、一般労働者のうち「正社員・正職員」に該当しない者。

図表9 雇用形態別年間所得の分布

〇 「非正規の職員・従業員」は、「正規の職員・従業員」よりも年間所得の分布のピークが低い位置にあり、特にパート・アルバイトの約9割は年間所得200万円未満となっている。



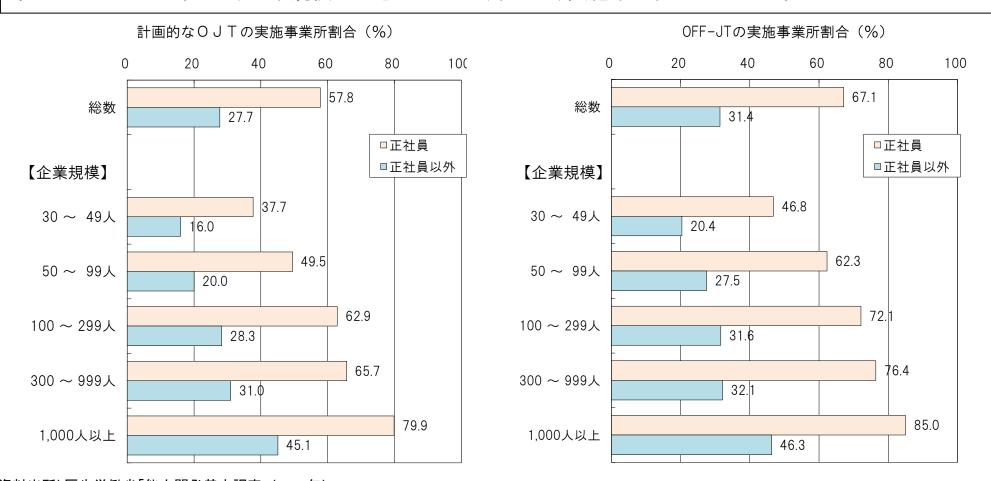
(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(2007)

注1)全労働者を対象としている。所得については、本業から通常得ている年間所得(税込み額)をいう。過去1年間に仕事を変えた者や新たに仕事に 就いた者については、新たに仕事に就いたときから現在までの収入を基に、1年間働いた場合の収入額の見積りによる。

注2)「非正規の職員・従業員」の割合は、パート・アルバイト、派遣労働者、契約社員・嘱託の合計値。

図表10 教育訓練の実施状況

- 〇「正社員」に対しては57.8%の事業所が計画的なOJTを実施しているが、「正社員以外」に対しては27.7%と低い水準にとどまっている。また、企業規模が小さくなるほど、総じて、実施率が低くなっている。
- ○「正社員」に対しては67.1%の事業所がOFF-JTを実施しているが、「正社員以外」に対しては31.4%と低い水準にとどまっている。また、企業規模が小さくなるほど、総じて、実施率が低くなっている。



(資料出所)厚生労働省「能力開発基本調査」(2010年)

注)正社員:常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員をいう。 正社員以外:常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人。 なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

図表11 非正規雇用の労働者に適用される制度

〇適用されている各種制度割合は、「正社員」に比べて「正社員以外の労働者」は大きく下回っている。

(%)

																	(/ 0 /
			業形態 在籍期						雇用保険	健康保険	厚生年金	企業年金	退職金制度	財形制度	賞与支給 制度	福利厚生 施設等の 利用	自己啓発援助制度
総	}							数	86.3	81.5	80.8	21.2	52.2	29.4	63.6	40.8	22.9
	正			社				員	99.5	99.5	99.5	30.7	78.2	43.4	83.2	51.2	31.5
	正	社	員 以	外	の	労	働	者	65.2	52.8	51.0	6.0	10.6	6.9	32.4	24.1	9.3
	契		約		1	注		員	85.1	88.5	85.4	7.0	13.2	10.9	48.2	39.0	14.8
	嘱		託		1	注		員	84.0	87.8	85.2	18.2	17.0	14.2	53.2	42.5	12.0
	出		向		1	辻		員	90.3	94.9	92.6	52.0	82.7	61.2	88.2	74.8	56.6
	派		遣	労		働		者	84.7	77.9	75.6	3.9	9.3	4.4	16.1	29.1	13.2
		登		9	渌			型	80.9	76.7	73.0	1.1	1.1	0.5	5.4	29.0	9.4
		常	用	J	翟	用	j	型	89.0	79.3	78.6	7.1	18.6	8.8	28.2	29.3	17.6
	臨	時	的		雇	月	Ħ	者	16.6	13.5	11.0	0.2	1.5	1.3	3.3	7.7	0.0
	パ	_	トタ	1	ム	労	働	者	55.3	35.3	33.8	2.7	5.4	2.8	25.8	17.4	5.6
	そ			の				他	74.6	70.0	67.9	3.5	10.9	5.9	39.0	19.7	6.1

(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2010)

- 注) ①調査回答には制度の「あり」、「なし」、「不詳」の3つがあり、上記割合は「あり」と回答した者の割合。
 - ②派遣労働者は、派遣元での状況についての回答とした。
 - ③契約社員:特定業種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

嘱託社員:定年退職等を行ってき環再雇用する目的で契約し、雇用する者

出向社員:他企業より出向契約に基づき出向してきている者(出向元に籍を置いているかどうかは問わない。)

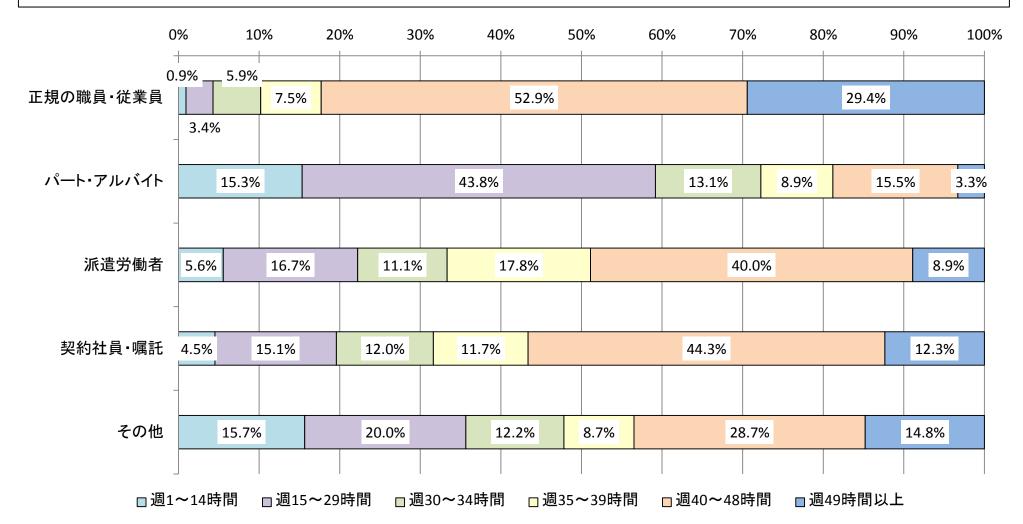
派遣労働者:労働者派遣法に基づく派遣元事業所から調査対象事業所に派遣された者

臨時的雇用者:臨時的に又は日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者

パートタイム労働者:正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者

図表12 就業時間・雇用形態別労働者割合

- 〇 「正規の職員・従業員」では、週40時間以上働く者が約8割を占める。
- 〇 「パート・アルバイト」では、週15~29時間働く者が約4割で最も多く、「派遣労働者」、 「契約社員・嘱託」では、週40~48時間働く者が約4割で最も多い。

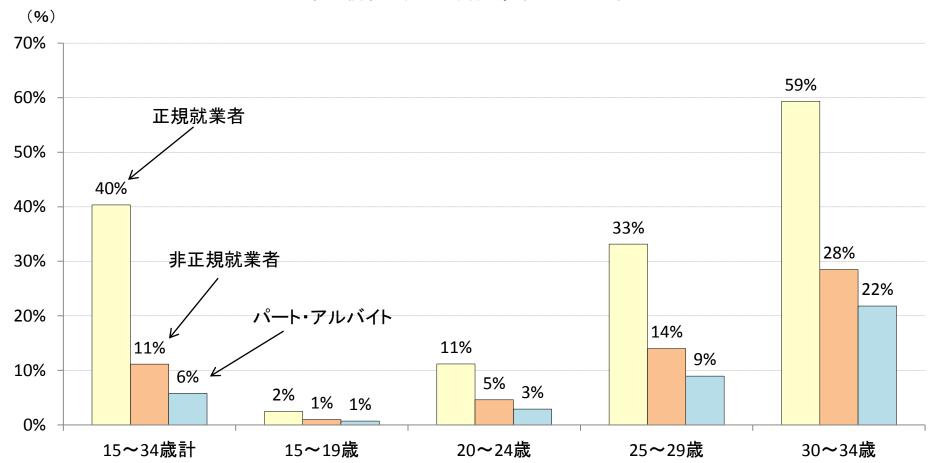


⁽資料出所)総務省「労働力調査」(2011)

図表13 有配偶率の比較(雇用形態別)

〇「非正規就業者」では「正規就業者」に比べ有配偶率が低い(若年男性)。

有配偶者の占める割合(男性 平成19年)



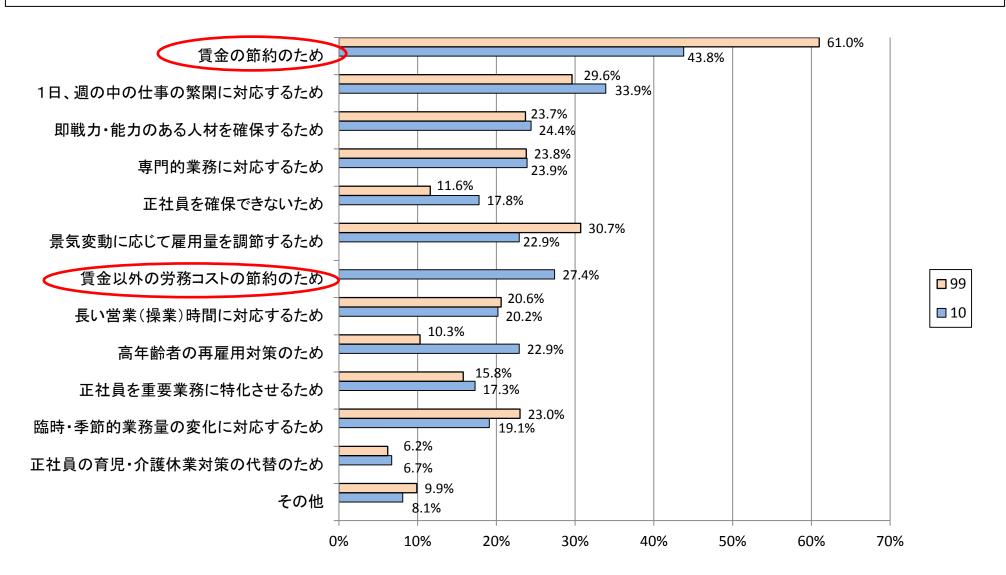
(資料出所)総務省「就業構造基本調査」

注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

「非正規就業者」は、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者をいう。

図表14 非正規雇用の労働者の活用に関する企業の意識

○ 労務コストの削減のために非正規雇用の労働者を活用している企業が多い。

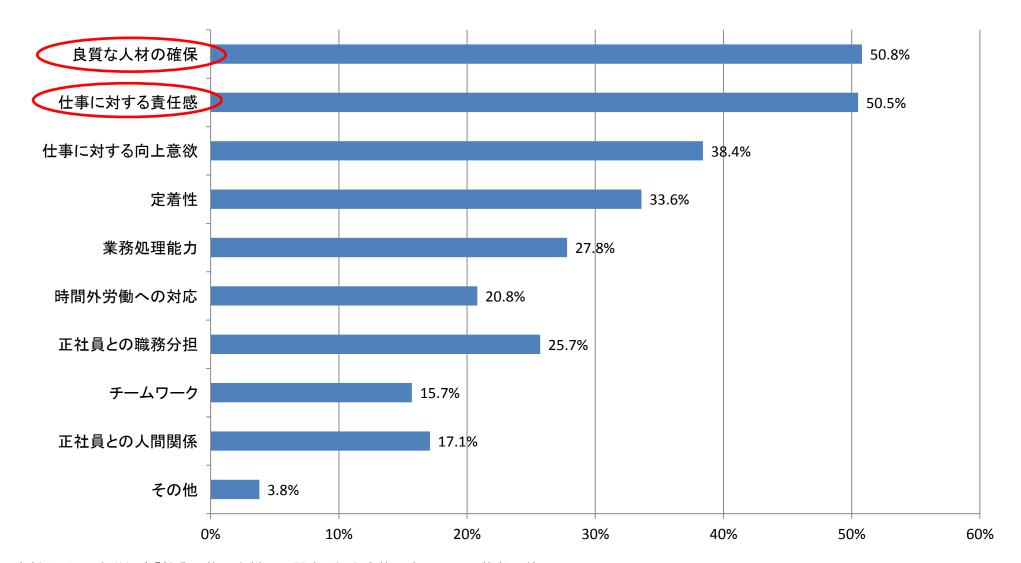


(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(1999,2010)

注) 10年のみ項目があるものは、99年調査時には選択肢がなかったものである。(複数回答) 非正規雇用の労働者:「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時的雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を含む。

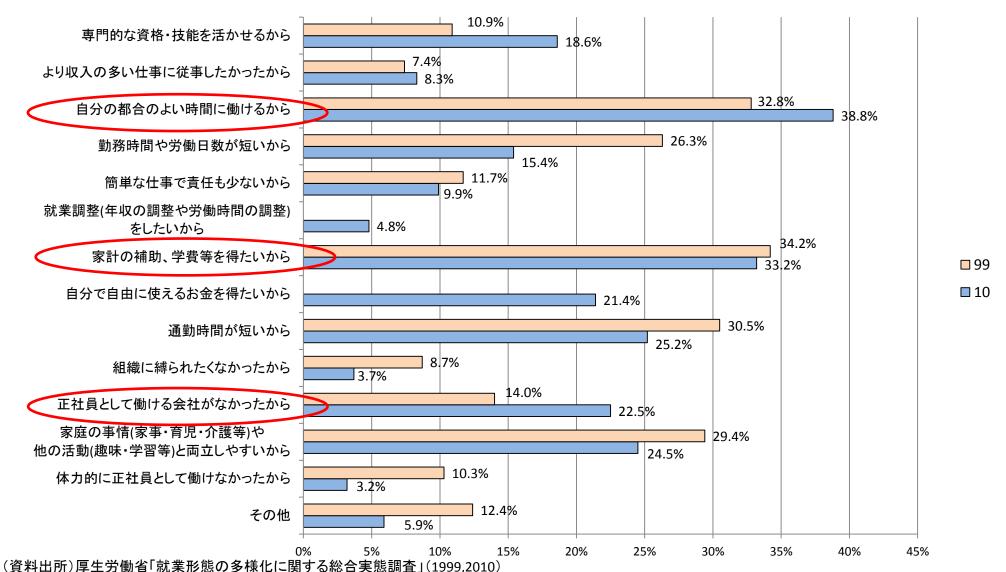
図表15 非正規雇用の労働者の活用上の問題点

〇 非正規雇用の労働者を活用する上での問題点として、「良質な人材の確保」や「仕事に対する責任感」を挙 げる事業所の割合が大きい。



図表16 非正規雇用の労働者としての働き方を選んだ理由

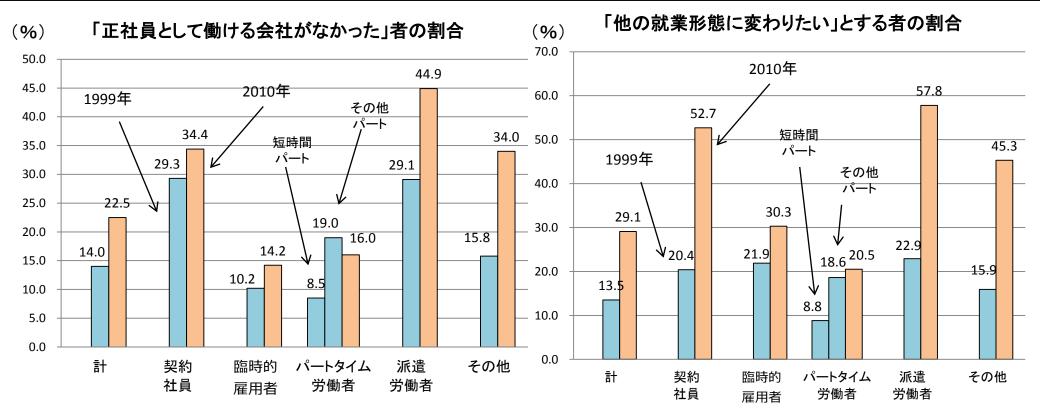
〇 非正規雇用の労働者としての働き方を選んだ理由としては、「自分の都合の良い時間に働けるから」や「家計の補助、学費等を得たいから」が多い。「正社員として働ける会社がなかったから」は22.5%で、99年より増加している。



注)10年のみ項目があるものは、99年調査時には選択肢がなかったものである。(複数回答(10年は3つまでの複数回答)) 非正規雇用の労働者:「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時的雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を含む。

図表17 不本意就業の現状

- ○「正社員として働ける機会がなかった」ために、非正規雇用で働いていると答えた者は、1999年から2010年までの間に非正規雇用の労働者全体で8.5%ポイント増加している。特に契約社員や派遣労働者では、元々その割合が高かったものが、さらに増加しており、2010年には契約社員は3割を、派遣労働者は4割を越えている。
- また、現在の就業形態ではなく違う就業形態で働きたいと答えている者は、1999年から2010年までの間に、非正規雇用者全体で15.6%ポイント増加している。特に契約社員や派遣労働者では、過半数が就業形態を変えたいと考えている。
- このように他の就業形態に変わりたいと答えている者のうち、88.4%は正社員になりたいと答えている。



(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(1999,2010)

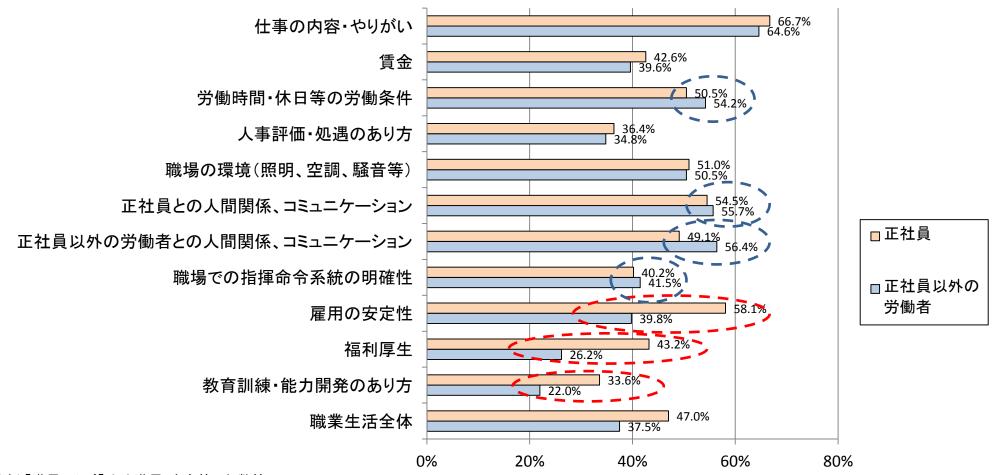
- 注)(1)1999年のパートタイム労働者は、「短時間のパート」「その他のパート」に分類して集計。
 - ②右図については、1999年は労働者計、2010年は「現在の会社」又は「別の会社」で働きたい労働者計を母数としており、単純な比較ができないことに留意する必要。
 - ③契約社員:特定業種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者

臨時的雇用者:臨時的に又は日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者

パートタイム労働者:正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者派遣労働者:労働者派遣法に基づく派遣元事業所から調査対象事業所に派遣された者

図表18 現在の職場での満足度

- 〇「雇用の安定性」「福利厚生」「教育訓練・能力開発のあり方」の項目で、「正社員」と「正社員以外の労働者」の差が大きい。
- ○「正社員」の方が満足度が高い項目が多いが、「労働時間・休日等の労働条件」、「正社員との人間関係、コミュニケーション」、「正社員以外の労働者との人間関係、コミュニケーション」、「指揮命令系統の明確性」の項目については「正社員以外の労働者」の満足度が高い。



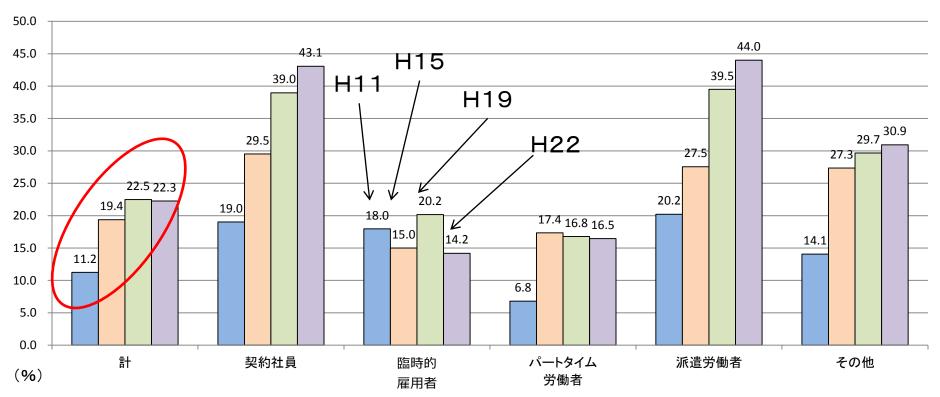
(注)「満足」及び「やや満足」を合算した数値。

(資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(2010)

注)「正社員以外の労働者」には、契約社員、嘱託社員、出向社員、派遣労働者、臨時的雇用者、パートタイム労働者、その他を含む。

図表19 非正規雇用の労働者のうち「正社員になりたい者」の割合

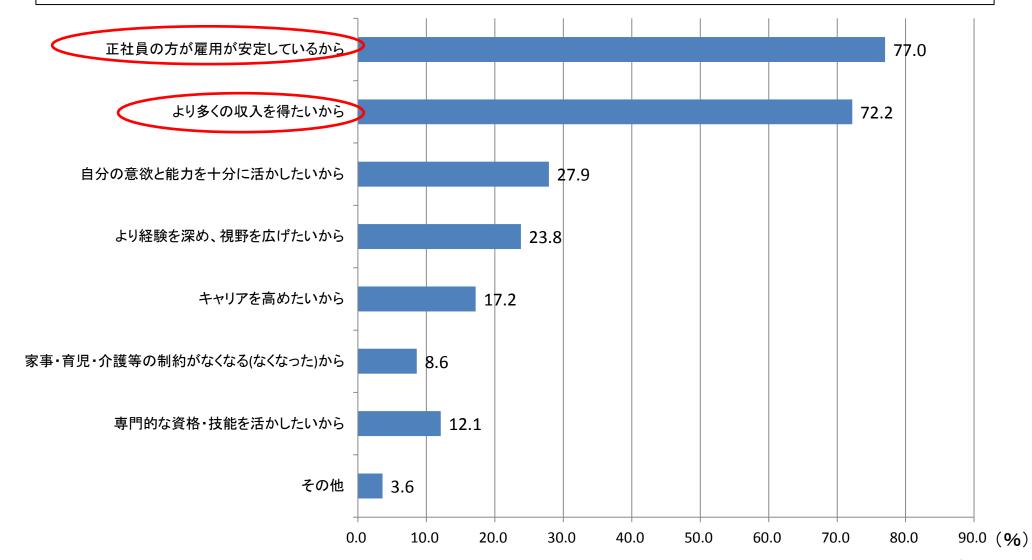
○ 非正規雇用の労働者のうち、「正社員になりたい者」の割合は、 H11年11.2%→H15年19.4%→H19年22.5%→H22年22.3%と増加傾向にある。



- (資料出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」
 - 注)①「非正規雇用の労働者のうち正社員になりたい者の割合」は、非正規雇用の労働者のうち「現在又は別の会社で他の就業形態で働きたい」と答えた者の割合 ×うち「正社員になりたい」と答えた者の割合、により算出したもの。
 - ②契約社員:特定業種に従事し、専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者 臨時的雇用者:臨時的に又は日々雇用している者で、雇用期間が1ヶ月以内の者 パートタイム労働者:正社員より1日の所定労働時間が短いか、1週の所定労働日数が少ない者で、雇用期間が1ヶ月を超えるか、又は定めがない者 派遣労働者:労働者派遣法に基づく派遣元事業所から調査対象事業所に派遣された者
 - ③平成11年のパートタイム労働者は、「短時間のパート」と「その他のパート」(短時間でないパート)の選択肢があり、そのうち「短時間のパート」について集計したもの。

図表20 「正社員」になりたい理由

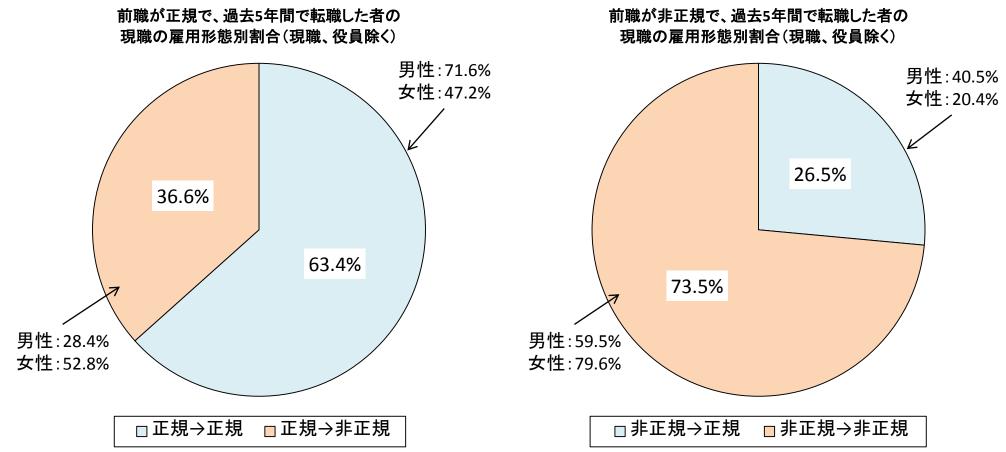
〇 「正社員」として就業することを希望する非正規雇用の労働者が「正社員になりたい理由」としては、 「正社員の方が雇用が安定しているから」「より多くの収入を得たいから」という回答が多かった。



21

図表21 正規労働者の転職状況

- 全体的に、前職の雇用形態と現職の雇用形態は同じ者が多い。
- 非正規雇用の労働者から正規雇用の労働者として転職する者は26.5%であり、特に男性では40.5%とそ の割合が高い。
- 一方で、正規雇用の労働者から非正規雇用の労働者として転職する者は36.6%であり、特に女性では 52.8%とその割合が高い。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(2007)

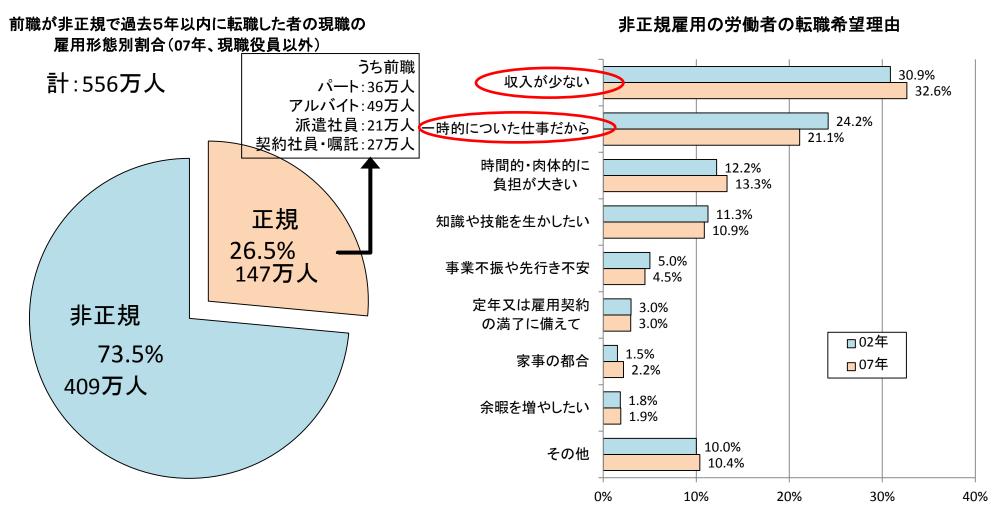
注)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

正規:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。 22

図表22 非正規労働者の転職状況と転職理由

- 前職が非正規雇用の労働者であった者のうち、現在約4分の1が正規の雇用者となっている。
- 〇 非正規雇用の労働者の転職希望理由としては、「収入が少ない」「一時的についた仕事だから」が多くなっている。



(資料出所)総務省「就業構造基本調査」(2002、2007)

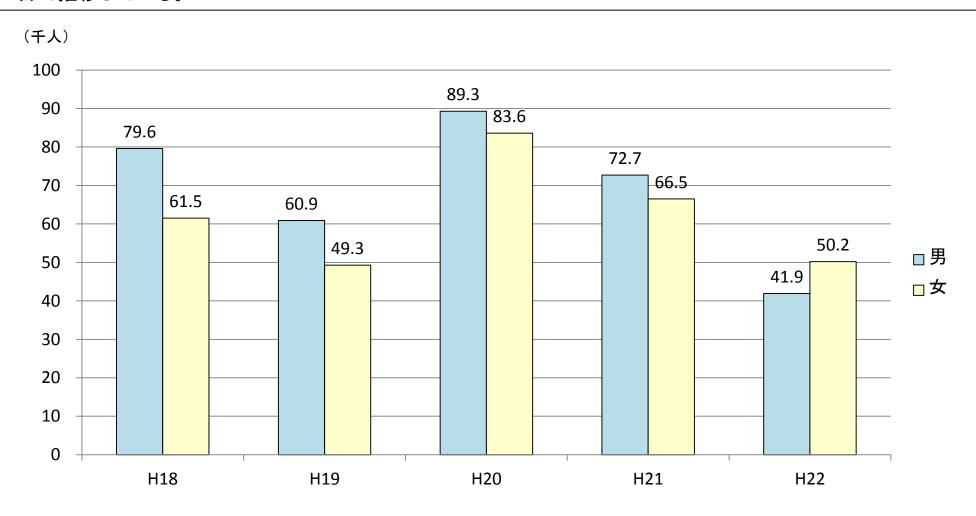
注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

正規:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。

非正規:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者が含まれる。

図表23 有期契約から無期契約への転職状況の推移

〇 事業所内で有期契約から無期契約に切り替えられた者は、過去5年間において、男女ともに概ね5~7万人 台で推移している。

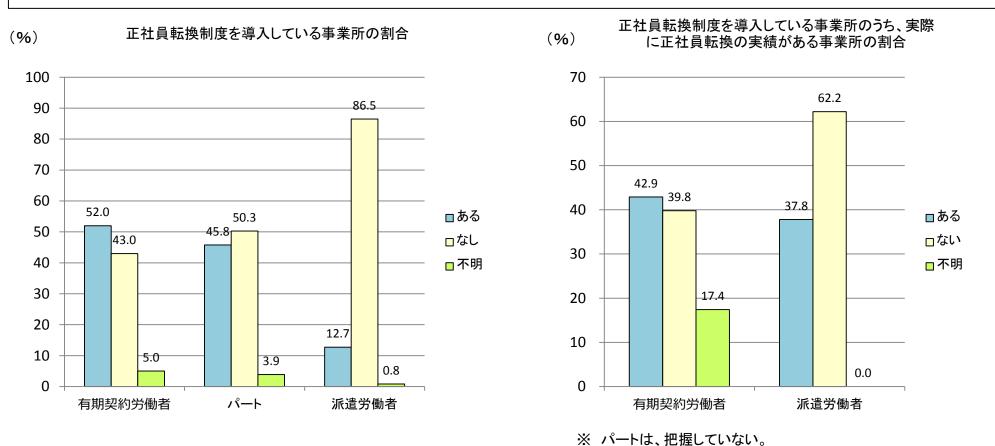


(資料出所)厚生労働省「雇用動向調査」

注)「臨時・日雇名義」の常用労働者から「常用名義」の常用労働者に切り替えられた者の人数 常用名義の常用労働者:常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている者 臨時・日雇名義の常用労働者:常用労働者のうち、「常用名義の常用労働者」に該当する者を除いた者

図表24 正社員転換制度の導入と転換実績の状況

- 有期契約労働者やパートタイム労働者を正社員に転換する制度を導入している事業所は約半分程度であるが、派遣労働者を正社員に転換する制度を導入している事業所は約1割程度である。
- 〇 有期契約労働者や派遣労働者から正社員への転換制度を導入している事業所のうち、実際に正社員転換をした実績のある事業所は約4割程度である。



(資料出所)厚生労働省「H23有期労働契約に関する実態調査(事業所調査)」

厚生労働省「H23パートタイム労働者総合実態調査(事業所調査)」

厚生労働省「H20派遣労働者実態調査」

注)「パート」: 正社員以外の労働者でパートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員などの名称にかかわらず、1週間の所定労働時間が 正社員よりも短い労働者

「有期」:直接雇用している労働者であって、例えば3ヶ月や1年など、労働契約期間に定めのある者(「パート」「アルバイト」「契約社員」「期間工」等の 17 名称を問わない。)